

業務指示書

パプアニューギニア国生物多様性保全のためのPNG保護区政策強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年4月1日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年4月6日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：生物多様性保全、保護区管理

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/生物多様性保全）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：生物多様性保全
- 2) 対象国又は同類似地域：パプアニューギニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 生物多様性行政／保護区管理】

- 1) 類似業務の経験：生物多様性行政／保護区管理
- 2) 対象国又は同類似地域：パプアニューギニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年4月17日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
関係者向けワークショップ開催費、現地再委託費

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PGK1 = 45.955 円, US\$1 = 119.03 円, EUR1 = 134.68 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 4月22日(水) 10:00 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 本部 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/生物多様性保全
生物多様性行政/保護区管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

42.53 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年5月11日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

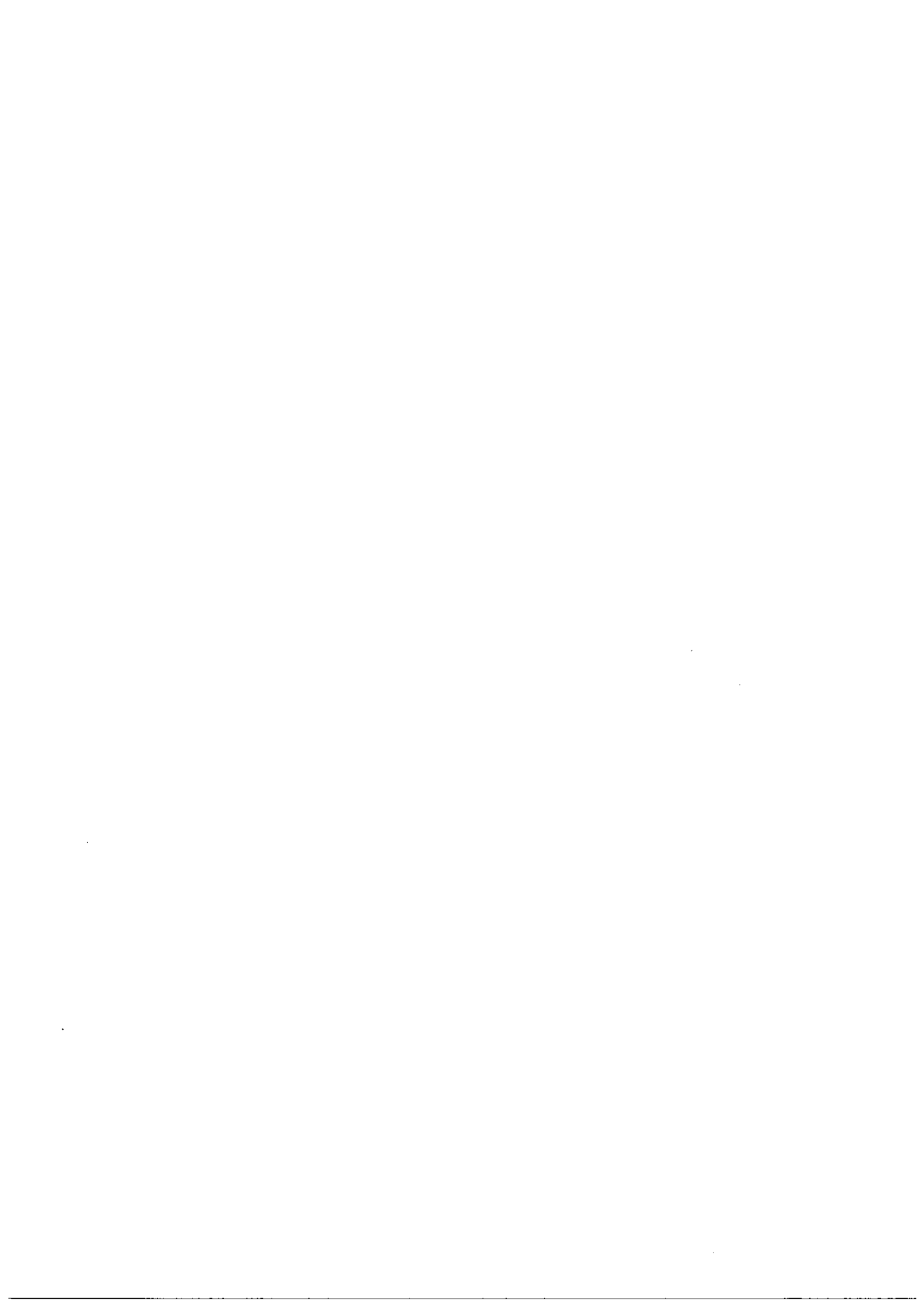
治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

パプアニューギニア国生物多様性保全のためのPNG保護区政策強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/生物多様性保全	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
ア) 類似業務の経験	(32.00)	()
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	12.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 生物多様性行政/保護区管理	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

パプアニューギニア独立国（以下、「PNG」）は世界で最も豊かな生物多様性を有する地域のひとつである。同国の人口約730万人の8割以上が村落部に居住しており、彼らの日常生活や日々の生計は、依然として自然生態系に依存している。

PNGはNGOのConservation Internationalが選定している、生物多様性が特に高い17の国（17 Megadiverse Countries）の1つであり、固有種の数に関して世界で6番目に生物多様性が高い国とされている。豪州外務貿易省によると、PNGには世界の1%以下の土地に、世界の5%の生物種が存在するとされている。

同国の憲法では、自然資源及び環境を国民と将来の世代のために保全・利用することが明記されており、2007年には国家生物多様性戦略・行動計画（National Biodiversity Strategy and Action Plan; 以下、「NBSAP」）を制定している。しかしながら、関係政府機関や地域住民など関係者間の連携が弱いこと、政府機関の資金・能力が十分でないことから、戦略・計画に位置付けられた各種施策の実施が不十分である。具体的には、土地利用計画作成の過程における保全区域と利用区域の明確な区分手順が未整備であることや、保護区が小規模かつ分散しており、高い生物多様性を維持するには十分ではないことなどが挙げられる。

かかる背景のもと、2013年にPNG政府から我が国に対して「保護地域制定及び愛知ターゲットに向けた生物多様性保全プロジェクト」の要請があった。本要請を受けて、JICAは2014年9月から11月にかけて詳細計画作成調査を実施し、「生物多様性保全のためのPNG保護区政策強化プロジェクト」への名称変更及び協力の枠組みについてPNG政府と合意し、同年12月5日にその内容を示した討議議事録（Record of Discussions; 以下「R/D」）の署名・交換を行った。

これに基づき、2015年6月より2020年6月までの5カ年の期間で、PNG環境・保全省（Department of Environment and Conservation; 以下、「DEC」）の後継組織である環境保護・保全公社（Conservation and Environment Protection Authority; 以下、「CEPA」）をカウンターパート(C/P)として、本プロジェクトが実施される予定である。本業務は、上記R/Dに基づき、PNG保護区政策（Policy of Protected Areas; 以下、「PPA」）に従った保護区管理の国家レベルのガバナンス強化と、モデル保護区における地域住民との持続的な自然資源管理の強化を通じて、CEPAの実施能力(Institutional Capacity)強化を目的として実施することとする。

2. プロジェクトの概要¹⁾

(1) プロジェクト名

生物多様性保全のためのPNG保護区政策強化プロジェクト

(2) 上位目標

プロジェクトにより構築される保護区管理（及び設立）モデルの適用により、保護区

¹⁾ 本概要はR/D添付のPDM (Ver. 0)に基づき作成している。成果・活動についてはプロジェクト開始後にC/Pと協議の上、随時見直すことを想定している。

のネットワークが効果的に管理される。

(3) プロジェクト目標

PNG 保護区政策(PPA)に従った保護区管理の国家レベルのガバナンス強化と、モデル保護区における地域住民との持続的な自然資源管理の強化を通じて、DEC の実施能力 (Institutional Capacity)が強化される。

(4) 期待される成果

- 成果 1 保護区ネットワークのための国家レベルのガバナンスと、管理手法が強化される (例: PPA 行動計画、国家保全審議会(National Conservation Council; NCC))。
- 成果 2 PPA に従って、バリラタ国立公園が陸域保護区の管理モデルとして強化される。
- 成果 3 PPA や関連法令に従って、新たな海域保護区の設立モデルが構築される。
- 成果 4 プロジェクト関連情報の発信により、生物多様性保全のための広報・啓発が改善される。

(5) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

- 1-1 NCC が設置され、定期会議が開催される。
- 1-2 国家生物多様性戦略・行動計画(NBSAP)の達成状況がレビュー・評価される。
- 1-3 海域・陸域生態系に関する過去の生物多様性調査より得られたデータや情報のレビューが行われる。
- 1-4 PPA 行動計画で規定される優先活動や重要サイトが特定される。
- 1-5 関係機関との協議により、PPA 行動計画における関係機関の役割や責任に関する合意が得られる。
- 1-6 PPA 行動計画が作成され、正式な手続きを経て内閣(National Executive Council)により承認される。

【成果 2 に係る活動】

- 2-1 バリラタ国立公園とその周辺を含んだ「地域/ランドスケープ管理計画」が作成される。
- 2-2 「地域/ランドスケープ管理計画」を利用して、バリラタ国立公園の管理能力が強化される。
- 2-3 中央政府、地方政府、その他のステークホルダーが協働したゾーニングにより、地域/ランドスケープレベルの土地利用の適正化が進む。
- 2-4 地域/ランドスケープレベルの生物多様性保全を促進するため、異なったレベル (州・郡・市) の開発計画の統合を進める。
- 2-5 バリラタ国立公園の生物多様性保全に寄与するため、コイアリ市の持続的な自然資源管理のための生計向上活動が強化される。

【成果 3 に係る活動】

- 3-1 モデル海域保護区を設立する対象地が選定される。

- 3-2 地方もしくは国レベルの保護区を設立するポテンシャルを探るため、地方政府や慣習的土地所有者を含めたコミュニティとの協議が行われる。
- 3-3 自然・文化的価値の評価、社会マッピング、パブリックコンサルテーションなどの実施により、新たな海域保護区のプロポーザルが作成される。
- 3-4 新たな保護区が PPA に規定された手続きを経て承認されるべく、「地域保護区ラウンドテーブル (Regional Protected Area Round Table; RPART)」/「国家保護区ラウンドテーブル (National Protected Area Round Table; NPART)」との協議が実施される。
- 3-5 新たな保護区の管理計画が策定される。
- 3-6 管理計画に沿って、新たな保護区の管理機能が強化される。

【成果 4 に係る活動】

- 3-1 プロジェクトのための広報/啓発戦略が策定される。
- 3-2 モデル保護区管理のためのデータや情報が収集・管理される。
- 3-3 データ・情報共有のための情報発信媒体が作成され、適切なメディアを通じて配布される。
- 3-4 広報/啓発を改善するためのワークショップ/セミナーが実施される。

(6) 対象区域

ポートモレスビー市、対象保護区及びコイアリ市（生計向上活動関連）

(7) 関係官庁・機関

PNG 政府 環境保護・保全公社(CEPA)²⁾

3. 業務の目的

「生物多様性保全のための PNG 保護区政策強化プロジェクト」に関し、本プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現せしめ、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2014 年 12 月 5 日に PNG 政府と締結した R/D に基づいて実施される本プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方法及び留意事項

(1) DEC から CEPA への移行

本件の詳細計画策定調査の実施段階及び R/D の署名段階では C/P 機関は DEC であったが、2015 年 1 月 26 日に CEPA が発足した。CEPA の組織体制については、詳細計画策定

²⁾ CEPA 発足前に R/D の署名が行われたため、R/D 及び PDM 上の C/P 機関は CEPA ではなく DEC となっている。CEPA の組織体制については、「第 3 業務実施上の条件 4. 参考資料」の「生物多様性保全のための PNG 保護区政策強化プロジェクト」詳細計画策定結果を参照のこと。

調査において聴取した内容と同じものであるとの情報を得ているが、本プロジェクトの開始段階において、C/P の配置を含めた CEPA の組織体制について十分な情報収集を行うとともに、必要に応じ本プロジェクトの実施体制の見直し等を検討すること。

(2) PPA の施行

PPA は既に 2014 年 12 月に閣議決定されており、CEPA 内部の組織体制の整備と並行して、PPA の実効性確保に向けた各種制度の構築が期待される。本プロジェクトの成果 1 にも掲げられている通り、PPA に従った保護区管理の国家レベルのガバナンス強化は本プロジェクトの根幹をなすものであることを踏まえ、本プロジェクトの開始段階において、PPA の施行状況について十分な情報収集を行うとともに、必要に応じ活動内容の見直し等を検討すること。

(3) 海域保護区について

成果 3 においては、PPA の実施モデルとして、海域での保護区設置に向けた活動を想定している。海域の活動箇所は本プロジェクト開始後に決定するものの、ポートモレスビー近郊にあり、PNG 大学 (UPNG) の研究施設が所在するモトポレ島を候補とすることで C/P 機関と合意している。本プロジェクト開始後にモトポレ島のモデル保護区としてのポテンシャル及び妥当性について改めて調査を行い、活動箇所につき C/P 機関と協議の上、合意すること。

なお、当面は成果 2 の陸域での活動が先行することから、成果 2 の活動の進捗を踏まえつつ、成果 3 の活動内容及び実施スケジュールについては柔軟な対応を図ること。

(4) UNDP (United Nations Development Programme) との連携について

GEF (Global Environment Facility) 資金による UNDP プロジェクト「Community-based Forest & Coastal Conservation and Resource Management」が、オーウェン・スタンレー山脈とココダ、ならびにニューブリテン島を対象地として 2011 年から 2018 年の期間で実施中である。UNDP は現在、GEF を活用したプロジェクト「Strengthening the Management Effectiveness of the National System of Protected Areas」を形成中であり、昨年 11 月の段階でプロジェクトペーパーが取りまとめられたとの情報もある。当該プロジェクトにはバリラタ国立公園及びその周辺地域を対象とした広域における保全活動が含まれることが想定されることから、本プロジェクトの開始段階において、UNDP の活動に関し十分な情報収集を行うとともに、効果的かつ効率的な連携につき検討すること。

(5) その他ドナーとの連携

UNDP のほか、バリラタ国立公園と隣接する「ココダ・トラック (ココダ遊歩道)」を対象とした「ココダ・イニシアチブ」が、豪州政府により 2008 年から実施されている。同プロジェクトは、第二次世界大戦の戦跡でもあるココダ・トラックの整備と自然、文化、歴史的な価値を保全するための活動であるが、コイアリ市における持続的な自然資源管理のための生計向上活動との連携の余地もあることから、豪州政府との情報共有に努めること。

(6) 民間企業との連携

PNG に進出している日系の民間企業が本プロジェクトと連携した形での CSR 活動（バリラタ国立公園における施設整備や車両の提供等）に関心を有しているとの情報を得ている。JICA PNG 事務所とも連携しつつ、民間企業への積極的な情報発信・情報共有を行うことにより、効果的な連携を行うことが期待されている。

(7) 他の JICA 協力案件との連携

同国森林公社を実施機関として、森林資源情報管理システムを拡充・強化し森林管理能力の強化を図るため、「気候変動対策のための PNG 森林資源情報管理システムの活用に関する能力向上プロジェクト」を 2014 年 8 月より 5 年間の期間で実施しており、森林資源データベースや GIS 等の活用の観点から本プロジェクトとの相乗効果が期待されることから、プロジェクトの開始段階から連携を図ること。

(8) 関係者向けワークショップの開催

PNG 政府関係機関及び関連ドナー等への情報共有及びプロジェクト成果の普及、広報を目的としたワークショップをプロジェクト期間中、年 1 回の頻度で開催することを想定している。資料作成、議事録の作成、プレゼンテーション実施等のワークショップ開催に関する業務を行うこと。なお、JICA PNG 事務所と協力し、広く参加者を呼び掛けることが望まれる。

なお、ワークショップ開催にかかる費用については、別見積にて積算すること。

(9) 本邦研修及び第三国研修に係る業務

本プロジェクトでは、生物多様性保全、保護区管理等の分野に従事する C/P 職員の能力向上を図る観点から、C/P を対象とした本邦研修、第三国研修を以下の通り想定している。

- 1) 本邦研修（国別研修）：契約期間中に 2 回、4 名程度、期間は 2 週間程度を想定。
- 2) 本邦研修（課題別研修への上乗せ派遣）：2016 年度以降の関連分野の課題別研修を想定するが、具体的な派遣コースについては JICA 内部にて検討中。
- 3) 第三国研修：2016 年度以降の関連分野の第三国研修を想定するが、具体的な派遣コースについては JICA 内部にて検討中。

上記 1) については、コンサルタントは本業務の趣旨を十分に理解し、C/P と協議の上、研修計画を作成し、JICA の合意を得た上で研修を実施する。なお、当該業務に係る経費に関しては「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2014 年 4 月）」を適宜参照の上、積算を行うこと。なお、本経費については、別見積にて積算すること。

上記 2) 及び 3)については、コンサルタントは、事前に JICA と協議の上適切な研修対象者を人選するとともに、派遣に向けた事前指導等を行うこと（同行は不要）。

(10) 資機材調達等に係る業務

本プロジェクトにおいては、下記の機材を調達する予定である。コンサルタントは C/P と最終的な機材、数量、使用等について調整を行い、JICA に供与機材計画案を提出する。

同計画案では、必要に応じ JICA 調達分とコンサルタント調達分を分けて提案することとし、コンサルタント調達分については、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012年4月）」に基づいて調達を行う。本経費については、別見積にて積算すること。

なお、JICA 調達分のうち現地調達分については、仕様書の作成等、JICA が行う調達業務を支援することとし、本邦調達分については、「機材本邦調達支援業務ガイドライン（2014年8月）」に基づき、現地でのニーズ把握から機材選定までを行い、JICA 所定の様式にて必要な情報を JICA に提供する。

- 1) 車両（乗用・4WD） 1台
- 2) トラック（プロジェクト活動用） 1台
- 3) 衛星写真
- 4) 陸域調査資機材（フィールド用簡易 GPS 等一式）
- 5) 海域調査資機材（小型ボート、船外機含む）
- 6) バリラタ国立公園インフォメーションセンター改修

(11) 広報活動

本協力の意義、活動内容とその成果を PNG 国・日本両国の国民各層に正しく理解してもらえるよう、プロジェクトホームページ作成（和文、英文）、JICA 及び PNG 国側メディアへの情報提供、プロジェクト関連報道・広報記事の集計・分析等を行う。上記業務については、プロポーザルにおいて具体的な内容を提案することとする。

また、2016年11月にはメキシコ・ロスカボスにて CBD COP13（生物多様性条約 第13回締約国会議）の開催が予定されている。生物多様性の豊かな PNG における当該分野の協力案件であり、国内外への情報発信は極めて重要であるとともに、また国際会議への C/P の参加はその能力向上の観点から有効であることから、CBD COP13 を含めた国際会議への参加につき、積極的にプロポーザルに含めること。なお、会議への出席に係る C/P の旅費等については別途 JICA が手当てするため、本契約にて経費の計上の必要はない。

(12) ローカルコンサルタント等を活用した効率的なプロジェクト実施

モデル保護区における保護区管理に係る活動を進めるにあたっては、地域住民の生計向上に資する活動及びその啓発が重要であり、地域住民の活動の核となる NGO やコミュニティグループの立ち上げも求められる。併せて、対象地域の社会・文化的なコンテキストの把握も不可欠である。

これらの観点から、PNG 国で活動するローカルコンサルタント、研究機関、NGO などを積極的に活用し、効率的かつ効果的なプロジェクト運営に努めることとする。本プロジェクトの能力向上の対象は第一義的には C/P 機関であるが、プロジェクト実施を通じてこれらローカルキャパシティの向上にも貢献することが期待される。

(13) 会議の開催

本プロジェクトの円滑な実施のため、コンサルタントは、C/P と協力して、以下の会合を含む定期会合を積極的に開催し、関係者間の認識共有、オーナーシップ醸成に努めること。合同モニタリング会合の具体的な参加メンバーや実施頻度・時期については、C/P と

調整の上、確定する。

1) 合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)

下記の目的に沿って少なくとも年1回開催すること。

(ア) R/Dの範囲内でのプロジェクト年間計画の作成、承認

(イ) プロジェクトの進捗管理、報告

(ウ) プロジェクトの円滑な実施のために、本プロジェクトが抱える課題の検討

2) 合同モニタリング会合

少なくとも6か月毎に、PDMの指標、POの進捗等のモニタリングのための会合を開催すること。単に進捗確認を行うだけではなく、目的・成果達成度の検証、戦略・計画の見直し、リスク管理及びインパクト発言等の視点も踏まえること。モニタリングの結果はJICA所定のモニタリング・シートにまとめ、JICA PNG事務所に提出すること。

(14) プロジェクトの柔軟性の確保

能力強化(Capacity Development)を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に改訂していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることとする。

(15) モニタリング方法

本プロジェクトでは、本邦から別途調査団を派遣して実施する中間レビューや終了時評価を行わない予定である。コンサルタントは、JICA所定のモニタリング・シートを活用し、C/Pとともに日常的に事業モニタリングを行うこととする。

その際のモニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況(上位目標への達成見込みを含む)、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、従来の中間レビュー及び終了時評価で実施している業務を包有する。コンサルタントは、これら業務をC/Pと共同で実施・確認すること。

モニタリング・シートは、「7. 成果品等」に記載されるとおり、6か月毎の頻度でC/P機関と共同で作成し、JICA PNG事務所に提出することとする。

(16) JICA本部からのモニタリング調査団

JICAは必要に応じ、案件の進捗状況モニタリングのための調査団を本部から随時派遣する。同調査の実施に当たっては、コンサルタントは、その基礎資料として、既の実施した業務に関連して作成した資料等(「7. 成果品等」を参照)を整理・提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与すること。

(17) 事業の期分け

本プロジェクトは、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定している。

【第1期】2015年6月～2017年12月（約30か月）

【第2期】2018年1月～2020年6月（約30か月）

このため、第1期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の要否等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て第2期の契約書を締結することとする。

6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下の通りである。このうち本契約では、第1期（2015年6月～2017年12月）に実施する業務を対象とする。

なお、上記「3. 業務の目的」に示したプロジェクト目標、成果を達成するため、JICA PNG 事務所及び他関係機関との良好な協力体制のもと、C/P と協働して以下の各活動を実施すること。現地作業については C/P への OJT を通じた実践的な能力の向上に留意すること。以下に想定される業務内容を記載するが、業務内容を参照し、以下の項目を含んだ効果的な業務実施方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

【第1期契約期間（2015年6月～2017年12月）に予定している活動】

- * R/D 添付の P/O 等に基づいて記載しているが、本プロジェクトの開始後に C/P と確認すること。

(1) ワーク・プラン（全体期間及び第1期原案）の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、本プロジェクトの全体像を把握するとともに、本プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（全体期間及び第1期原案）に取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、PNG 側関係者と協議、意見交換を行い、本プロジェクトの全体像を共有する。

ワーク・プランについては、上記意見交換と、以下に示す各業務における留意点及び必要となる作業を踏まえつつ、その修正版を作成し、PNG 側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（全体期間及び第1期原案）として取りまとめ、合意することとする。

(2) 成果1に係る活動

(1-1 NCC を設置され、定期会議を開催する。)

1-1-1 関係機関とのワークショップの開催により、NCC への参加予定者及び期待される役割、NCC の運営計画について確認する。

1-1-2 NCC の役割及び権限、法的地位につき明確にするとともに、NCC の設置に係る法改正や変更を支援する。

1-1-3 審議会構成者を推薦・任命する。

1-1-4 第1回の会合を準備・開催し、NCC 運営に必要な内部手続きを決定する。

1-1-5 NCC の定例会合を調整・開催する。

1-1-6 ランドスケープマネジメントの手段としてのユネスコ MAB(Man and Biosphere) プログラムの概念を推進する。

(1-2 NBSAP の達成状況をレビュー・評価する。)

- 1-2-1 定められたクライテリアや指標により、NBSAP の達成に係る評価計画を準備する。
- 1-2-2 関係機関や外部専門家を交えたワークショップを開催し、NBSAP の達成程度、NBSAP に不足する部分の特定や改訂のニーズにつき評価する。
- 1-2-3 行うべき活動を定めた評価レポートを準備する。
- 1-2-4 NBSAP の改訂作業を監督する。

(1-3 海域・陸域生態系に関する過去の生物多様性調査より得られたデータや情報のレビューを行う。)

- 1-3-1 過去の生物多様性調査の情報源を明らかにする。
- 1-3-2 陸域生態系に関する過去の生物多様性調査のデータ・情報を収集する。
- 1-3-3 海域生態系に関する過去の生物多様性調査のデータ・情報を収集する。
- 1-3-4 関係機関や外部専門家とのワークショップを開催し、過去の生物多様性調査結果の活用に向けた欠損や限界部分を明らかにする。
- 1-3-5 過去の生物多様性調査の活用に向け、行われる活動を定めた提言を準備する。

(1-4 PPA 行動計画で規定される優先活動や重要サイトを特定する。)

- 1-4-1 関係機関を交えたワークショップを開催し、PPA 行動計画（3 カ年計画及び年次実施計画）に含める優先すべき活動やサイトを特定する。
- 1-4-2 PPA 行動計画の実施のためのパートナー機関を特定する。

(1-5 関係機関との協議により、PPA 行動計画における関係機関の役割や責任に関する合意を得る。)

- 1-5-1 関係機関を交えた協議会を開催し、PPA 行動計画のための各機関の役割及び責任について関係機関の合意を得る。

(1-6 PPA 行動計画を作成し、正式な手続きを経て内閣(National Executive Council) により承認される。)

- 1-6-1 PPA 行動計画を準備する。
- 1-6-2 NEC への大臣報告を準備する。

(3) 成果 2 に係る活動

(2-1 バリラタ国立公園とその周辺を含んだ「地域/ランドスケープ管理計画」を作成する。)

- 2-1-1 関係機関及び地方政府との各種協議の開催により、地域/ランドスケープ管理に向けた主要な論点、課題、将来像や使命を明らかにする。
- 2-1-2 短期/中期/長期の共同活動計画を含めた地域/ランドスケープ管理計画を起草する。
- 2-1-3 管理計画の承認に向けた、関係機関、地方政府や他のステークホルダーとの協議を行う。
- 2-1-4 短期/中期/長期の共同活動計画に沿った共同活動を行う。

(2-2 「地域/ランドスケープ管理計画」を利用して、バリラタ国立公園の管理能力を強化する。)

2-2-1 管理機能や活動計画の強化に関するニーズを明らかにする。

2-2-2 個々の計画ごとに活動を実施する。

(2-3 中央政府、地方政府、その他のステークホルダーが協働したゾーニングにより、地域/ランドスケープレベルの土地利用の適正化を進める。)

2-3-1 対象地域の社会経済状態とともに、現在の土地利用や土地使用に係る調査を行う。

2-3-2 関係機関、地方政府や他のステークホルダーとの各種協議の開催により、持続的な天然資源利用や生物多様性保全の確保に向けた期待される将来の土地利用を考察する。

2-3-3 ユネスコ MAB プログラムの要件によるそれぞれの機能や原理をもとに、核心・緩衝・移行地域の区分によるゾーニング計画を起草する。

2-3-4 それぞれの開発計画を踏まえたゾーニング計画の承認のため、関係機関、地方政府や他のステークホルダーとの協議を行う。

(2-4 地域/ランドスケープレベルの生物多様性保全を促進するため、異なったレベル(州・郡・市)の開発計画の統合を進める。)

2-4-1 既存の開発計画の評価や関係する地方政府との各種協議の開催により、持続的な天然資源利用や生物多様性保全の確保に向け解決すべき課題や主要な論点を明らかにする。

2-4-2 持続的な天然資源利用や生物多様性保全の確保のための活動をそれぞれの開発計画に盛り込むべく、関係する地方政府や他のステークホルダーとの協議を行う。

(2-5 バリラタ国立公園の生物多様性保全に寄与するため、コイアリ市の持続的な天然資源管理のための生計向上活動を強化する。)

2-5-1 コイアリ市の社会的・経済的・文化的状況について調査する。

2-5-2 コイアリ市及びセントラル州との協議により、生計向上に係る政府の期待やニーズを明らかにする。

2-5-3 コイアリ市のコミュニティを交えたワークショップの開催により、生計向上に係る住民の期待やニーズを明らかにする。

2-5-4 生計向上活動の対象とする人口を明らかにする。

2-5-5 個々の生計向上活動のための生計向上計画を起草する。

(4) 成果 3 に係る活動

3-1 モデル海域保護区を設立する対象地を選定する。

3-2 地方もしくは国レベルの保護区を設立するポテンシャルを探るため、地方政府や慣習的土地所有者を含めたコミュニティとの協議を行う。

(5) 成果 4 に係る活動

4-1 プロジェクトのための広報/啓発戦略を策定する。

4-2 モデル保護区管理のためのデータや情報を収集・管理する。

4-3 データ・情報共有のための情報発信媒体を作成し、適切なメディアを通じて配布する。

4-4 広報/啓発を改善するためのワークショップ/セミナーを実施する。

(6) 業務進捗報告書の作成

第1期の間時及び終了時のそれぞれで、業務進捗報告書（第1回）及び同報告書（第2回）を作成し、JICAへ提出すること。なお、様式はモニタリング・シートと同様とし、直近の内容を更新したものとする。また、同報告書は、JCC等の定期会合にて報告するものとする。

【第2期契約期間（2018年1月～2020年6月）に予定している活動】

* R/D添付のP/O等に基づいて記載しているが、本プロジェクトの開始後にC/Pと確認すること。

(7) ワーク・プラン（第2期原案）の作成・協議

第1期の成果等を踏まえ、第2期における本プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第2期原案）に取りまとめる。

同プラン（原案）を基に、PNG側関係者と協議、意見交換を行い、本プロジェクトの全体像を共有する。

ワーク・プランについては、上記意見交換と、以下に示す各業務における留意点及び必要となる作業を踏まえつつ、その修正版を作成し、PNG側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（第2期原案）として取りまとめ、合意することとする。

(8) 成果1に係る活動

(1-1 NCCを設置し、定期会議を開催する。)

1-1-5 NCCの定例会合を調整・開催する。

1-1-6 ランドスケープマネジメントの手段としてのユネスコMABプログラムの概念を推進する。

1-1-7 PNG国家MAB委員会の設置を支援する。

(9) 成果2に係る活動

(2-4 地域/ランドスケープレベルの生物多様性保全を促進するため、異なったレベル(州・郡・市)の開発計画の統合を進める。)

2-4-3 ユネスコMABの要件に合致した各地方政府の開発計画策定のために必要な支援を行う。

(2-5 バリラタ国立公園の生物多様性保全に寄与するため、コイアリ市の持続的な自然資源管理のための生計向上活動を強化する。)

2-5-5 個々の生計向上活動のための生計向上計画を起草する。

2-5-6 生計向上計画に沿った活動を行う。

(10) 成果3に係る活動

3-2 地方もしくは国レベルの保護区を設立するポテンシャルを探るため、地方政府や慣

習的土地所有者を含めたコミュニティとの協議を行う。

3-3 自然・文化的価値の評価、社会マッピング、パブリックコンサルテーションなどの実施により、新たな海域保護区のプロポーザルを作成する。

3-4 新たな保護区が PPA に規定された手続きを経て承認されるべく、「地域保護区ラウンドテーブル (RPART)」/「国家保護区ラウンドテーブル (NPART)」との協議を実施する。

3-5 新たな保護区の管理計画を策定する。

3-6 管理計画に沿って、新たな保護区の管理機能が強化する。

(11) 成果 4 に係る活動

4-2 モデル保護区管理のためのデータや情報を収集・管理する。

4-3 データ・情報共有のための情報発信媒体を作成し、適切なメディアを通じて配布する。

4-4 広報/啓発を改善するためのワークショップ/セミナーを実施する。

(12) 業務進捗報告書の作成

第 2 期の中間時で、業務進捗報告書（第 3 回）を作成し、JICA へ提出すること。なお、様式はモニタリング・シートと同様とし、直近の内容を更新したものとする。また、同報告書は、JCC 等の定期会合にて報告するものとする。

(13) 業務完了報告書の作成

案件終了 2 か月前に先方 C/P 機関と共同で業務完了報告書案を作成し、JICA PNG 事務所に提出する。JICA PNG 事務所のコメント及び本プロジェクト終了時に実施する JCC の合同レビューの結果を踏まえ、報告書を修正し、最終版として JICA に提出すること。

9. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約の成果品は、第 1 期は業務進捗報告書（第 1 回）（中間成果品）及び同報告書（第 1 回）、第 2 期は業務進捗報告書（第 3 回）（中間成果品）及び業務完了報告書とする。

成果品	提出時期等	言語・部数
第 1 期(2015 年 6 月~2017 年 12 月)		
業務計画書（全体期間及び第 1 期） * 共通仕様書の規定に基づく	契約締結後 10 日以内	和文 3 部
ワーク・プラン （全体期間及び第 1 期）	案件着手時（1 か月以内）	英文 3 部 和文 3 部 CD-R 1 枚
モニタリング・シート Ver. 1	案件着手時（1 か月以内）	
モニタリング・シート Ver. 2	Ver. 1 提出の 6 カ月後（2015 年 12 月）	
モニタリング・シート Ver. 3	Ver. 2 提出の 6 カ月後（2016 年 6 月）	

業務進捗報告書（第1回）	第1期契約期間 中間時 * 直近のモニタリング・シートを更新	
モニタリング・シート Ver. 4	Ver. 3 提出の6カ月後（2016年12月）	
モニタリング・シート Ver. 5	Ver. 4 提出の6カ月後（2017年6月）	
モニタリング・シート Ver. 6	Ver. 5 提出の6カ月後（2017年12月）	
業務進捗報告書（第2回）	第1期契約期間 終了時 * 直近のモニタリング・シートを更新	
第2期（2018年1月～2020年6月）		
業務計画書（第2期） * 共通仕様書の規定に基づく	契約締結後 10日以内	和文 3部
ワーク・プラン（第2期）	案件着手時（1か月以内）	英文 3部 和文 3部 CD-R 1枚
モニタリング・シート Ver. 7	Ver. 6 提出の6カ月後（2018年6月）	
モニタリング・シート Ver. 8	Ver. 7 提出の6カ月後（2018年12月）	
モニタリング・シート Ver. 9	Ver. 8 提出の6カ月後（2019年6月）	
業務進捗報告書（第3回）	第2期契約期間 中間時 * 直近のモニタリング・シートを更新	
モニタリング・シート Ver. 10	Ver. 9 提出の6カ月後（2019年12月）	
モニタリング・シート Ver. 11	案件終了2か月前（2020年4月）	
業務完了報告書	案件終了時	英文 5部 和文 5部 CD-R 3枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本（ホチキス留め可）とする。報告書等の仕様、印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

1) モニタリング・シート

モニタリング・シートの記載項目は、以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたってはJICAと受注者で協議、確認する。なお、添付するモニタリング・シートI及びIIはPDMとPOをモニタリング用に編集したものとする。

I. Summary

1 Progress

1-1 Progress of Inputs

1-2 Progress of Activities

1-3 Achievement of Output

1-4 Achievement of the Project Purpose

1-5 Changes of Risks and Actions for Mitigation

1-6 Progress of Actions undertaken by JICA

1-7 Progress of Actions undertaken by the PNG side

1-8 Progress of Environmental and Social Considerations (if applicable)

- 1-9 Progress of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)
- 1-10 Other remarkable/considerable issues related/affect to the project (such as other JICA's projects, activities of counterparts, other donors, private sectors, NGOs etc.)
- 2 Delay of Work Schedule and/or Problems (if any)
 - 2-1 Detail
 - 2-2 Cause
 - 2-3 Action to be taken
 - 2-4 Roles of Responsible Persons/Organization (JICA, CEPA, etc.)
- 3 Modification of the Project Implementation Plan
 - 3-1 PO
 - 3-2 Other modifications on detailed implementation plan
- 4 Preparation of the PNG side toward after completion of the Project
- II. Project Monitoring Sheet I & II (as Attached)

2) 業務完了報告書

業務完了報告書の記載項目は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に際しては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

- I. Basic Information of the Project
 - 1. Country
 - 2. Title of the Project
 - 3. Duration of the Project (Planned and Actual)
 - 4. Background (from Record of Discussions(R/D))
 - 5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions(R/D))
 - 6. Implementing Agency
- II. Results of the Project
 - 1. Results of the Project
 - 1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)
 - 1-2 Input by the PNG side (Planned and Actual)
 - 1-3 Activities (Planned and Actual)
 - 2. Achievements of the Project
 - 2-1 Outputs and indicators (Target values and actual values achieved at completion)
 - 2-2 Project Purpose and indicators
(Target values and actual values achieved at completion)
 - 3. History of PDM Modification
 - 4. Others
 - 4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)
 - 4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction
(if applicable)
- III. Results of Joint Review

1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria
2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes
3. Evaluation on the results of the Project Risk Management
4. Lessons Learnt

IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion

1. Prospects to achieve Overall Goal
2. Plan of Operation and Implementation Structure of the PNG side to achieve Overall Goal
3. Recommendations for the PNG side
4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation

ANNEX 1: Results of the Project

(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)

ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)

ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy)

ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy)

Separate Volume: Copy of Products Produced by the Project

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内及び海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付の上、JICAに提出する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画及び当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

(3) 技術協力成果品、収集資料等

業務進捗報告書及び業務完了報告書には、C/Pと合同で作成した技術協力成果品、契約期間中に収集した資料・データ及びリスト一式（JICA図書館の定型フォーム）を添付すること。

(4) プロジェクト広報資料

本プロジェクトの広報活動に活用するため、コンサルタントは、プロジェクト広報資料を作成する。基本資料は以下の通りとするが、最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

- 1) プロジェクトの背景と問題点、問題解決のためのアプローチ、アプローチの実践結果、プロジェクト実施上の工夫・教訓等を簡潔に記載する。
- 2) 少なくとも半年ごとに内容を更新し、プロジェクトの終了時まで作成する。
- 3) 平易な文章にて、日本語及び英語にて作成する。図表・カラー等も取り入れ、A4版8～10枚程度とする。

4) 同内容のパワーポイント資料についても作成する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程計画

本業務は2015年6月中旬に開始し、60か月後の2020年6月を終了の目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

【第1期】 現地業務：約48.53MM 国内作業：約2.75MM

【全体】 現地業務：約91.40MM 国内作業：約4.5MM

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）は以下の通り。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／生物多様性保全（2号）
- 2) 生物多様性行政／保護区管理（3号）
- 3) 自然資源管理／業務調整
- 4) 生計向上活動
- 5) 生物多様性情報管理／GIS／リモートセンシング

3. 相手国側の便宜供与

討議議事録（R/D）を参照のこと。

4. 参考資料

(1) 配布資料

- ・「生物多様性保全のための PNG 保護区政策強化プロジェクト」詳細計画策定結果
- ・「生物多様性保全のための PNG 保護区政策強化プロジェクト」R/D
- ・「パプアニューギニア国 生物多様性保全情報収集・確認調査」調査報告書

(2) 公開資料（JICA Web サイトより入手可）

- ・「生物多様性保全のための PNG 保護区政策強化プロジェクト」事業事前評価表
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400268_1_s.pdf)
- ・「パプアニューギニア独立国 気候変動対策のための PNG 森林資源情報管理システムの活用に関する能力向上プロジェクト」事業事前評価表
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1300210_1_s.pdf)
- ・「パプアニューギニア独立国 気候変動対策のための PNG 森林資源情報管理システムの活用に関する能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12174934.pdf>)

5. 現地再委託

現地再委託が必要と判断される場合には、想定される再委託事業について、必要と判断する理由とともにプロポーザルの中で提案すること。現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

なお、現地再委託に係る経費は別見積とする。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA PNG 事務所、在 PNG 日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための PNG 国関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、JICA PNG 事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

7. 宿泊

宿泊施設は JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては原則 JICA が指定する宿泊施設を利用することとするが、これら宿泊施設のキャパシティが足りない場合は、事前に JICA PNG 事務所と協議すること。PNG 国内で、以下の都市・地域に宿泊する場合には JICA の安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、以下に掲げる調整単価を設定している。宿泊料の積算にあたっては同単価を用いること。

#	都市・地域名等	調整単価（円）
1	ポートモレスビー	27,300
2	レイ	22,300
3	マダン	17,300
4	バニモ	17,300
5	マヌス	17,300
6	カビエン	17,300
7	キンベ	17,300
8	ブカノアラワ	17,300
9	マウント・ハーゲン	17,300
10	西部州	17,300
11	ポポンデータ	17,300

8. 渡航に係る航空便

PNG への渡航に関しては、特段の理由がない限り、ニューギニア航空の成田（日本）－ポートモレスビー（PNG）間の直行便を利用すること。

9. 複数年度契約

本業務においては、当年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨

る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

10. 部分払い

本業務においては、第1期、第2期ともに契約期間が30ヶ月の長期に及ぶため、業務進捗報告書（第1回及び第3回）を中間成果品として、部分払いを認めることとする。

－以 上－

